

○内閣府令第三十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七條の三第二項、第二十七條の二十二の二第二項及び第九十三條の規定に基づき、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直人

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式記簿上の状態⁽⁴⁾を中「(昭和52年大蔵省令第38号)」や「(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)」と読み、 四記簿上の状態⁽⁵⁾を中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る貸借対照表」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」と読み、 四記簿上の状態⁽⁶⁾を中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」と読み、 四記簿上の状態⁽⁷⁾を中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る注記表」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」と読み、 四記簿上の状態⁽⁸⁾を中「最近2事業年度」や「最近事業年度に係る貸借対照表」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」と読み、 四記簿上の状態⁽⁹⁾を中「最近2事業年度」や「最近事業年度に係る損益計算書」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」と読み、 四記簿上の状態⁽¹⁰⁾を中「最近2事業年度」や「最近事業年度に係る株主資本等変動計算書」と読み、 四記簿上の状態⁽¹¹⁾を中「第127条第5項本文」や「第129条第5項本文」と読み、 四記簿上の状態⁽¹²⁾を中「最近2計算期間」の次に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規

上の注意⁽⁷¹⁾中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書」に於て、「中間キャッシュ・フロー計算書」の次に「(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)」を加え、同記載上の注意⁽⁷²⁾中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る注記表」に「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」に於て。

第四号の四様式記載上の注意⁽⁷⁴⁾ロ中「第127条第5項本文」や「第129条第5項本文」に於て、同記載上の注意⁽⁷⁵⁾中「最近2計算期間」の次に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合には最近計算期間。以下同じ。)」に係る貸借対照表」を加え、同記載上の注意⁽⁷⁶⁾ア中「最近2計算期間」の次に「に係る損益計算書」を加え、同記載上の注意⁽⁷⁷⁾中「最近2計算期間」の次に「に係る金銭の分配に係る計算書」を加え、同記載上の注意⁽⁷⁸⁾中「最近2計算期間」の次に「に係るキャッシュ・フロー計算書」を加える。

第五号の四様式記載上の注意⁽⁷²⁾ア中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)」を加え、同記載上の注意⁽⁷³⁾中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る貸借対照表」に「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則

第3条の2に規定する比較情報を除く」に於て、四記簿上の注(2) ア中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る損益計算書」及び「をいう」や「をいい」、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」に於てぬ。

第五号の五様式記簿上の注(13) ロ中「第127条第5項本文」や「第129条第5項本文」に於て、四記簿上の注(14) 中「最近2計算期間」の次に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合には最近計算期間。(15)において同じ。)に係る貸借対照表」を加え、四記簿上の注(15) ア中「最近2計算期間」の次に「に係る損益計算書」を加えぬ。

第六号様式記簿上の注(30) ア中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)」を加え、四記簿上の注(31) 中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る貸借対照表」及び「をいう」や「をいい」、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」に於て、四記簿上の注(32) ア中「最近2計算期間」や「最近計算期間に係る損益計算書」及び「をいう」や「をいい」、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」に於てぬ。

第六号の様式記簿上の注意⁽¹⁷⁾ロ中「第127条第5項本文」や「第129条第5項本文」及び「回記簿上の注意⁽¹⁸⁾」中「最近2計算期間」の次に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)において同じ。)に係る貸借対照表」を加え、回記簿上の注意⁽¹⁹⁾α中「最近2計算期間」の次に「に係る損益計算書」を戻す。

第六号の様式記簿上の注意⁽⁵⁵⁾α中「(昭和52年大蔵省令第38号)」や「(昭和52年大蔵省令第38号)。

以下「中間財務諸表等規則」という。)」及び「回記簿上の注意⁽⁵⁶⁾」中「最近2事業年度」や「最近事業年度に係る貸借対照表」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」に於て、回記簿上の注意⁽⁵⁷⁾α中「最近2事業年度」や「最近事業年度に係る損益計算書」及び「当該計算期間」や「当該事業年度」及び「をいう」や「をいい、中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」に於てゐる。

第六号の様式記簿上の注意⁽⁶²⁾ロ中「第127条第5項本文」や「第129条第5項本文」及び「回記簿上の注意⁽⁶³⁾」中「最近2事業年度」の次に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(64)において同じ。)に係る貸

借対照表」を加え、同記載上の注意⁽⁶⁴⁾a中「最近2事業年度」の次に「に係る損益計算書」を加える。

第十号様式記載上の注意⁽¹⁾f中「最近2事業年度」を「最近事業年度」に改め、同記載上の注意⁽⁶⁾中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)」を加え、同記載上の注意⁽⁷⁾から⁽⁹⁾および中「及び前計算期間」を削り、同記載上の注意⁽¹⁴⁾中「最近2事業年度」を「最近事業年度に係る貸借対照表」に改め、「中間貸借対照表」の次に「(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)」を加え、同記載上の注意⁽¹⁵⁾中「最近2事業年度」を「最近事業年度に係る損益計算書」に改め、「中間損益計算書」の次に「(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)」を加え、同記載上の注意⁽¹⁶⁾中「最近2事業年度」を「最近事業年度に係る株主資本等変動計算書」に改める。

第十号の三様式記載上の注意⁽¹⁾e中「最近2事業年度」を「最近事業年度」に改め、同記載上の注意⁽¹⁴⁾から⁽¹⁸⁾および中「及び前計算期間」を削る。

第十一号の四様式記載上の注意⁽⁶⁾及び⁽⁷⁾中「及び前計算期間」を削る。

第十二号様式記載上の注意⁽⁵⁾及び⁽⁶⁾中「及び前計算期間」を削る。

第十二号の五様式記載上の注意(13)及び(14)中「及び前記半通票」を削る。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(44)b及び第三号様式記載上の注意(21)b中「最近2年通」の次に「(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1年通)」を加える。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(16)b中「最近2事業年度」を「最近事業年度」に改め、「こととし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載する」を削る。

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意⁽¹⁴⁾ b 中「最近3事業年度」を「最近2事業年度」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。
第二号様式記載上の注意⁽³⁰⁾ a 及び b を次のように改める。

a 最近連結会計年度及び (61) ただし書により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。））にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社が中間連結財務諸表規

則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。) にあつては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において「最近連結会計年度等」という。) における業績及びキャッシュ・フロー (指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ) の状況 (キャッシュ・フローの状況については、(64) ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該連結会計年度の中間連結会計期間に係るものに限る。) について、前年同期 (前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。) と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

- b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68) ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間 (四半期財務諸表等規則第

3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。) 又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況(キャッシュ・フローの状況については、(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合の当該事業年度の中間会計期間に係るものに限る。)について、前年同期(前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

総則(指定期間)の注(1)から「(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」及び「(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に

限る。以下この様式において同じ。)には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を削る。

第二号様式記載上の注意⁽³⁵⁾を次のように改める。

(35) 研究開発活動

最近連結会計年度等(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等)における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)
第六条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十三年内閣府令第十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。」を「新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。」に、「及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。」を「及び第三

号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。次項において同じ。」に、「第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。」を「第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。」とされている場合を含む。次項において同じ。」に、「施行日以後に開始する連結会計年度の」を「平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る」に、「同日前に開始する連結会計年度の」を「同日前に終了する連結会計年度に係る」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、新開示府令第二号様式及び第七号様式に記載すべき最近連結会計年度に係る連結財務諸表が平成二十四年三月三十日までに終了する連結会計年度に係るものであるときは、次の表の上覧に掲げるこれらの様式記載上の注意の規定の適用については、同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>第二号様式記載上の注意⁽⁶²⁾</p>	<p>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書((60) a)により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連</p>	<p>最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。</p>
-----------------------------------	--	---

	<p>結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。</p>	
<p>第二号様式記載上の注⑨ a</p>	<p>最近事業年度の損益計算書 ((67) a により最近 2 事業年度財務諸表を記載する場合は、最近 2 事業年度の損益計算書) を掲げること。</p>	<p>最近 2 事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。</p>
<p>第七号様式記載上の注⑩ b</p>	<p>最近 2 事業年度 (連結財務諸表規則第 8 条の 3 又は財務諸表等規則第 6 条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近 1 事業年度 (最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第 5 条第 1 項又は第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近 2 事業年度)) のもの (附属明細表については最近 1 事業年度のもの)</p>	<p>最近 2 事業年度 (附属明細表については最近 1 事業年度) のもの</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は公布の日から施行する。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新特定有価府令」という。）第四号様式（新特定有価府令第七号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の二様式（新特定有価府令第七号の二様式及び第十号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の三様式（新特定有価府令第七号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四様式（新特定有価府令第八号様式及び第十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式（新特定有価府令第八号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の五様式（新特定有価府令第八号の五様式及び第十一号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式（新特定有価府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の二様式（新特定有価府令第九号の二様式及び第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の五様式（新特定有価府令第九号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の五様式（新特定有価府令第九号の五様式において準じて記載することとさ

れている場合を含む。)及び第六号の六様式(新特定有価府令第九号の六様式及び第十二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。)の規定は、記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が平成二十三年四月一日以後に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定(同法第二十七条において準用する場合を含む。))によるものをいう。以下この項において同じ。)から適用し、同日前に開始する計算期間又は事業年度の財務諸表である場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 新特定有価府令第十号様式(新特定有価府令第十一号の二様式及び第十一号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第十号の三様式、第十一号の四様式(新特定有価府令第十一号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第十二号様式(新特定有価府令第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。)及び第十二号の五様式の規定は、記載すべき中間計算期間又は中間会計期間(計算期間又は会計期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。)の中間財務諸表が平成二十三年四月一日以後に開始す

る中間計算期間又は中間会計期間のものである場合における半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。

）から適用し、同日前に開始する中間計算期間又は中間会計期間の中間財務諸表である場合における半期報告書については、なお従前の例による。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新外債府令」という。）第二号様式及び第三号様式の規定は、記載すべき最近会計年度又は最近事業年度の財務計算に関する書類が平成二十三年四月一日以後に開始する会計年度又は事業年度のものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する会計年度又は事業年度の財務計算に関する書類である場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を最近連結会計年度の連結財務諸表又は最近事業年度の財務諸表として記載することとなる公開買付届出書(金融商品取引法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。)から適用し、同日前に開始する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を最近連結会計年度の連結財務諸表又は最近事業年度の財務諸表として記載することとなる公開買付届出書については、なお従前の例による。

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を最近連結会計年度の連結財務諸表又は最近事業年度の財務諸表として記載することとなる公開買付届出書(金融商品取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する同法第二十七条の三第二項

に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）から適用し、同日前に開始する連結会計年度又は事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を最近連結会計年度の連結財務諸表又は最近事業年度の財務諸表として記載することとなる公開買付届出書については、なお従前の例による。ただし、最近連結会計年度又は最近事業年度が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度又は事業年度である場合には、当該連結会計年度の直前連結会計年度の直前連結会計年度又は当該事業年度の直前事業年度の直前事業年度に係る連結財務諸表又は財務諸表を記載しなければならない。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の六様式、第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第七号様式（新開示府令第七号の四様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第八号様式において準じて記載することとさ

れている場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出する有価証券届出書(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定(同法第二十七条において準用する場合を含む。))によるものをいう。以下この条において同じ。)から適用し、同日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。